

## 路線バスの運賃改定について（案）

### 1 背景

茨城交通株式会社が市内を運行する路線バスの運賃については、平成28年に利用者に対して分かりやすい運賃体系とするため、距離に応じた3価格帯（200円・300円・500円）に改正し、令和元年度の消費税増税時の改定を経て、利用促進や利便性の向上に努めて運行してきました。

しかしながら、路線バス事業の取り巻く環境は年々厳しさを増し、慢性的な赤字運営の状況は、新型コロナウイルス感染症拡大時のバス利用者の減少や、昨今の燃料費の高騰、運転士への待遇改善の実施等により厳しい経営状況が続いております。

このような状況下においても、安全で安定した輸送サービスを提供し、持続可能な公共交通体系の確立を図るため、運賃の見直しを実施します。

つきましては、見直し後の路線の運賃について、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、市民、バス利用者等の皆様からのご意見を募集します。

### 2 運賃改定内容

#### 【現在】

約10km以内	約10km～約20km以内	約20km以上
200円	310円	510円



#### 【改定後（案）】

約2km以内	約2km～約10km以内	約10km～約20km以内	約20km以上
200円 (変更なし)	250円 (50円増)	350円 (40円増)	550円 (40円増)

#### 【参考】

市では以下の利用者（市民）に対し、路線バスの運賃補助を実施しています。

補助制度	対象	補助内容
遠距離通学費補助	小学生	定期券購入額の全額補助 ※3km以上の通学距離児童が対象
中学生フリー定期券	中学生 市内学校に在学	配布されるフリー定期券の利用により運賃無料
路線バス利用学生定期券購入助成	中学生 市外学校に在学	1か月の定期購入金額が往復5,000円、片道2,500円を超える金額を補助
	高校生	1か月の定期購入金額が往復10,000円、片道5,000円を超える金額を補助
高齢者バス利用助成	75歳以上の高齢者	運賃の半額を補助